令和７年度　奈良県子どもの貧困対策会議　議事録

日　時: 令和８年１月 27 日（火）
10：00～11：30
場　所: 奈良県教育会館　４階 大会議室

開会　局長挨拶　委員紹介 資料確認
議事　「奈良県第２次子どもの貧困対策及び第４次ひとり親家庭等自立促進計画」に基づく取組状況等について
（１）経済的困難を抱える子どもの現状について
（２）指標の状況について
（３）主な施策の取組状況について
（４）こどもの生活に関する実態調査（速報版概要）及び次期計画策定の考え方について

〈質疑応答〉

（１）～（３）について

〇ひとり親世帯の収入状況（資料１）

農野委員

こどもの生活に関する実態調査の令和元年度結果と、令和７年度調査の速報値を比較すると、サンプル数が少ないが父子家庭の世帯収入が改善している一方で、母子家庭の１割近くはほぼ収入が変化していない。この背景を探ることが重要ではないか。

兒玉委員

令和元年と比較すると、最低賃金は 200 円上昇している。にもかかわらず所得が上昇していない理由を考えるべき。

〇母子世帯の保護者の就業率（資料２_施策の柱１_４番目、資料３_施策７）

遠藤委員

母子家庭の保護者の就業率が、速報値で見ると下がっている。この就業率がなぜ落ち込んでいるのか。

また、母子家庭等日常生活支援事業の認知度が低く、利用が少ないと以前聞いたがどうか。

こども家庭課

実態調査の結果では、非就業の理由として、「子どもの世話が必要だから」が 42.3％と最

も多く、「自分が病気で働けないから」が 35.1%、「時間についての条件の合う仕事がないから」が 21.6%となっている。

「子どもの世話が必要だから」という理由についても、正規雇用でフルタイム労働となると、時間などの条件が合わず非正規雇用を選択する実情があると聞いている。そういった就業率だけでは見えない、保護者の就業実態も施策に反映させていきたい。

また、母子家庭等日常生活支援事業は、資料２_１「ひとり親家庭等の生活・子育て援助サービス利用件数」として記載しており、計画時から 185 件増加となっている。

〇共同親権の導入と養育費（資料１、資料３_施策 34）

森山委員

共同親権が導入されたらひとり親世帯の収入が上がると考えているが、導入から 1 年後などのどこかの時点で関連を調べることができるか。 課としてどのような見解か。

こども家庭課

ひとり親向けの実態調査は、計画改定の前年に行う予定なので、その時点での調査は可能。共同親権導入で養育費が取りやすくなる可能性はあるが、現時点では不明。

兒玉委員

共同親権の問題と養育費の問題は、今般の法改正の影響もあり、一体のものとして話題になることが多いが、実際には別々の問題である。最近、報道されている「養育費 2 万円」は、当事者間で養育費の具体的な取決めがなされていなかったとしても認められる金額のことであり、来年度からは、同金額の限りでは、家庭裁判所の調書等の債務名義がなくても、差押ができることになる。これを法定養育費の先取特権化という。ただし、双方の生活状況、収入状況を踏まえ、別途、相当な金額を定めるべきであることは、来年度以降も変わらない。共同親権制度が導入されたとしても、養育費を算定する仕組みそのものが変更されるわけではない。したがって、共同親権制度の導入が養育費の増額、一人親世帯の収入の増加に直結するとまではいえない。

〇就業支援バンク登録者数の低下（資料２_施策の柱４_４番目）

森山委員

計画策定時の登録者数と比較して令和６年度の登録者数は低下している。母子世帯の保護者の就業率の低下と関係があるのか。

こども家庭課

①就業状況が改善しているため、②ハローワーク以外の、民間企業による就職サイト（例：

単発アルバイト紹介サイト）が浸透したため、といった理由が考えられる。就労支援バンク登録によって、就労だけでないきめ細かな支援が受けてもらえることを周知する必要があると考えている。

（４）について

〇地域の支援力

農野委員

奈良県は、こども食堂への支援事業が充実している。食事を通じて、子どもに必要な教育・養育を与えられる。こども食堂への支援を通じて、子どもに必要な支援が行き届くようにしていってもらいたい。

林委員

貧困の再生産・サイクルから抜け出すためには、安心・安全な居場所だけでなく学力・教育が不可欠。自己肯定感を高め、将来を描けるための能力を持つためには、学校以外にも地域全体で育てる意識も重要。

不登校の生徒も増加する中、学校だけでは不登校の背景にある貧困や虐待といった問題を探ることも難しい。そこで民生・児童委員をはじめとする地域の力でカバーすることが考えられる。しかし地域の支援力を高めるためには、サービスが広く知られる必要がある。

宇城委員

母子生活支援施設で生活している母親は、ひとり親世帯の保護者の中でもより困難な状況に置かれている。母子生活支援施設は、そのような貧困世帯に社会的支援サービスを教える役割を担っている。子どもを預けないと就労もできず、養育費をもらっても生活水準が平均にならない母子世帯も多く、厳しい実状がある。

農野委員

地域の中でセーフティーネットとして活躍する施設の役割は非常に大きい。プロフェッショナルな人材だけでなく、地域の中で支援してくれるような、パラプロフェッショナルな人材も、ひとり親・子どもの支援に重要である。

〇母子世帯の保護者の就業について

尾崎委員

ハローワークでは、児童扶養手当の現況届提出時にひとり親家庭の保護者向けに「マザー

ズコーナー」を設置し、出張相談を実施している。民間の就職支援サイトが活発になっているため、ハローワークの利用者数が減少傾向にある。時間の制限がある中で働くひとり親を採用する企業も少なく、ハローワークでは積極的に企業へ採用を呼びかけている。

ひとり親家庭の保護者にサービスを利用してもらい、就業率も上昇させるためには、マザーズコーナーに代表されるような就労支援サービスを広く周知させる必要がある。先ほどの就業支援バンクの登録者減についても、周知が行き届いていないことが一因ではないか。

農野委員

就業率については次期計画の指標に入れてもよいのでは。ぜひ検討をお願いしたい。

〇今後の指標について

森山委員

こども食堂に視察に行って、いろいろと感じたところ。フードバンクに関することも指標に入れてはどうか。

〇子どもの居場所について

水谷委員

学校の役割として①自己肯定感を伸ばす②居場所づくり③地域と家庭の連携があると考えている。その中で、子どもの学力・自信を高め、子どもの居場所をつくるためには、学校の存在は非常に大きい。校内・校外で子どもの悩みを聞ける場所をつくるために、スクールソーシャルワーカーの活用をより広めていきたい。一方で保護者はどこに悩みを相談すればよいのかわからないという声も聞いている。

林田委員

一時保護の生徒が増加している。一時保護からの帰宅後や学校の卒業後に、子どもを社会全体で見守れる機能が必要ではないか。こども食堂は貧困に関係なく、地域の人と子ども達がふれあえる場所であり、見守りの役割を担える居場所として機能できると考える。